別表第十三その四（第八十六条の七関係）（平21防省令13・追加、平30防省令２・令元防省令４・一部改正）

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣）
（陸上総隊司令官等）　印

# 処　分　要　請　書
（物資の収用）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第１項本文 / 第103条第２項の規定に基づき、次のとおり物資の収用に係る処分を要請する。

| | |
|---|---|
| 種　　類 | |
| 数　　量 | |
| 所在する場所 | |
| 収用する期日 | |
| 収用する理由 | |
| 連　絡　先 | |
| 備　　考 | |

備考：用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

1　「種類」の欄には、収用する物資が特定できるような事項を記載する。（例えば、具体的な医療品､燃料、建築用資材､食料等の種類を記載する。）

2　「数量」の欄には、収用する物資の個数、重量等を記載する。

3　「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。

なお、当該場所は､自衛隊法第103条第１項に規定する自衛隊の行動に係る地域又は同条第２項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。

4　「収用する期日」の欄には、収用を行う期日を記載する。

5　「収用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、物資を収用する目的、必要性等について記載する。

6　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注：１　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する物資の収用が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整する。

２　車両、機械器具等の耐久財については､「物資の使用」の結果、消耗し、返却が困難な場合等には「物資の収用」(別表第13その４）の対象とする。